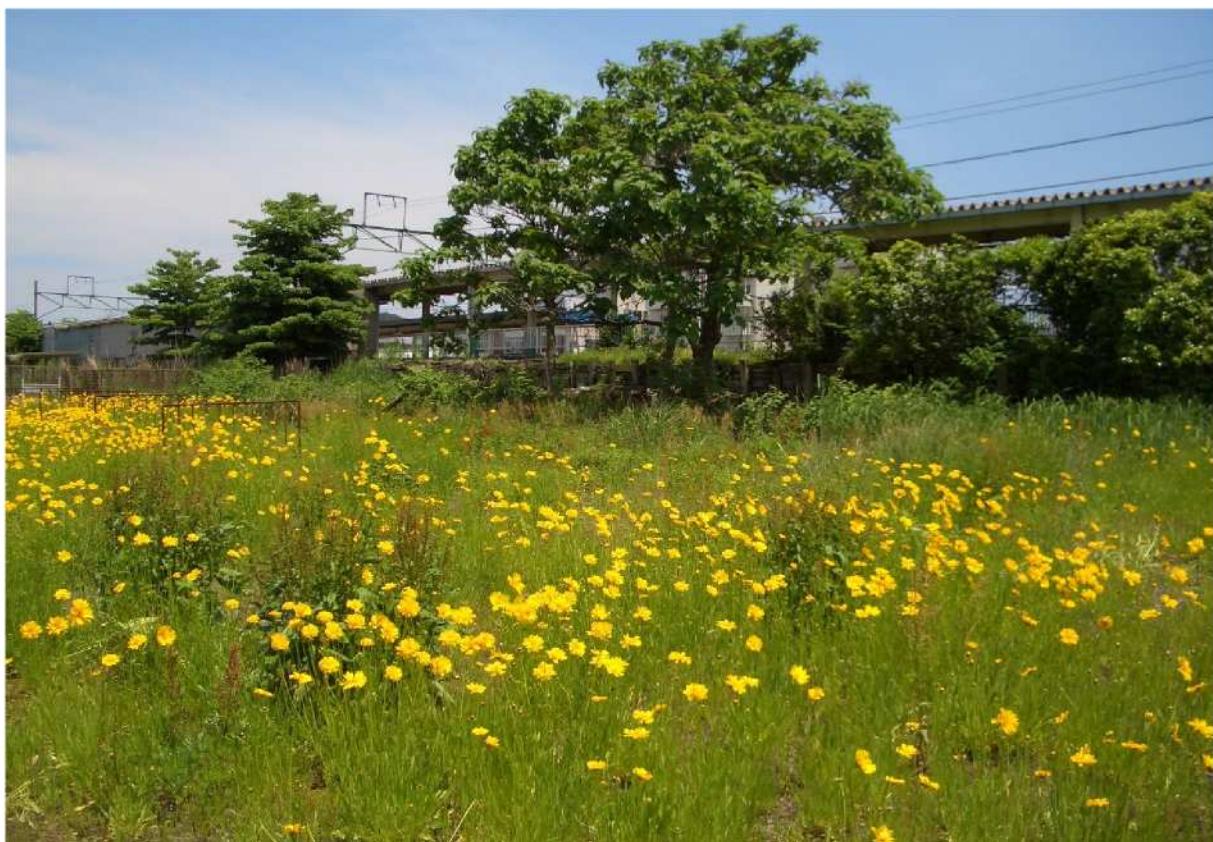


# みどり通信

第177号 2010. 6. 7

## CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 社会保険	P8
● 税務	P4	● FX2活用事例	P9
● 損害保険	P5	● これからの研修	P10
● 一倉 定 経営心得	P6	● あとがき	P10
● 生命保険	P7	● 営業カレンダー	P11



満開のオオキンケイギク(6/7加茂駅裏にて)

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

6月

# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。次の内容は、6月7日のホームページ掲載のものからです。

## 『成功と幸福を呼ぶ言葉…』

先日当事務所のお客様に訪問させていただいた際社長様からいただいたシートに書かれていた言葉です。この言葉は、プラス思考や感謝の大切さを説くもので、朝礼等で全員で唱和することが1つの方法とのこと。どんなに早口で唱和してもすべてを唱和し終わるには5分近くかかるようです。

本当にこれらの言葉は仕事に取り組むやる気が湧いてきます。

自らが積極的に主体性を持って仕事に取り組んでもらうためには、何よりその人の良いところを認めること、自信を持たせることが重要。自信が持てると、自分自身の目標への挑戦もますます意欲的になり、また、いろいろな人たちに対する感謝の気持ちも湧いて来るというものです。

お互いが育てあうことの喜びの感じることができたら最高ですね！

ぜひ、みなさんも一度、声を出して（あまりプレスはしないで早口に・・・）一気に読み上げてみてください。

気分爽快になりますよ・・・。

税理士 山 口 升

# 成功と幸せを呼ぶ言葉

(心の方針)

どんどん良くなる  
ありがとうございます  
ありがとうございます  
あなたのおかげです  
皆様のおかげです  
すばらしいです  
今が最高です  
楽しいです  
うれしいです  
元気です  
なんてしあわせなんだろう  
いきているって素晴らしい  
やるだけです  
私は現在より百倍の力をだします  
力は無限です  
やります  
ほんとうに うれしい楽しい  
健康です  
私はやさしい あたたかい  
もっと仕事をしたい  
すぐやります  
難しいことは一つもない  
みんな仲間です  
みんな好きです  
私は人が大好きです  
嫌いな人はひとりもいない  
私のできることは何でも言ってください  
やるぞ やるぞ 徹底的にやるぞ  
今日一日が人生です  
今をいきる 今しかない  
今 現在持てるすべての力を出そう  
すべてが新しい  
すべてがいきている  
私は世界でただひとりです  
私はすばらしい人間です  
私は人の為になる人間です  
私は全力で生きる

力を出しきる  
今日やるべき仕事は今日中に全部やる  
うれしい 楽しい 元気です  
やる気満々です  
燃えてきた  
昨日の悪かった点はすべて直します  
私は素直だからできる  
計画は全部書く  
そしてその通り実行する  
なにもかも楽しい  
本当にあなたのお陰です  
ありがとうございます  
ありがとうございます  
私は責任を持ちます  
私は誠実です  
私は約束を守ります  
私は時間を守ります  
私は実績をあげます  
私は現場主義に徹します  
お客様の喜びを自分の喜びとします  
私はきめたことは最後までやりぬきます  
絶対に負けません  
渴！  
私は人を動かします  
素晴らしい方向へ  
遠慮はしません  
私は人を褒めます  
自分自身も褒めます  
私は人も自分もすきだからです  
愉快です  
人生は素晴らしい  
ああ 人のために役立ちたい  
喜ばれたい 感動したい  
私に今の百倍の仕事をください  
あっという間に片付けます 本當です  
私は燃えています メラメラと  
火の玉です

# 成功と幸せを呼ぶ言葉

(心の方針)

さあなんでもこい	ありがとうございます
どんどんやる	日本の人々よ 全世界の人々よ
おもいきりやる	ありがとうございます
全力でやる	私は皆さんを愛と感謝の気持ちで迎えます
すべての力を出しきる	私はやります
やるぞ やるぞ	皆さんの喜んでいる顔が出るまでは
私は素晴らしい人間に囲まれている	それが私の願いです
みんな大好きだ	私の仕事は感動してもらうことです
もっと教えてください	仕事は神様です
私は成長する	なぜなら みんながしあわせになるからです
私は向上する	人の為になるからです
私は進歩する	私に生活を与えてくれるからです
すべてが魂の修業です	私に喜びと生きがいを与えてくれるからです
私は心をこめて仕事をする	私は運がいい
なぜならば我々は	本当にしあわせだ
愛の販売をしているからです	私は人の役に立つ人間です
頭がスッキリしてきた	心の奥からやる気が出てきた
新しい知恵がどんどん出てくる	仕事の意義と目標が明確になってきた
どんな難しいことでもさわやかに解決する	私は世界一の明るい人間になる
私は一分一秒を大事にする	私は世界一の勇気ある人間になる
なぜなら時こそ命だからです	私は世界一愛あふれる人間になる
人に喜ばれるアイデアがどんどんでてきます	一生懸命 一心ふらん
ありがとうございますという言葉がきこえます	ただひたすらコツコツと
笑顔が見えます	周りの人々につくします
お父さんありがとうございます	私がやらなきゃ 誰がやる
お母さんありがとうございます	うれしい ゆかいだ
兄弟（姉妹）の皆さんありがとうございます	やるぞ やるそ
家族の皆さんありがとうございます	もっと仕事をください
親戚の皆さんありがとうございます	ありがたい ありがたい
ご先祖の皆様ありがとうございます	今日も一日すばらしい日になります
お客様ありがとうございます	なぜなら感動と感謝は
我が社の同志よありがとうございます	私自身の心が作るからです
電話をくださるすべての皆さん	ありがとうございます
ありがとうございます	ありがとうございます
訪問してくださるすべての皆さん	ありがとうございます
ありがとうございます	ありがとうございます
私を取りまくすべての皆さん	ありがとうございます

## 消費税法の改正について

先般、消費税法の一部が改正され、平成22年4月1日以後において、事業者が次に掲げた内容に該当する場合には、「免税事業者となること」や、「簡易課税制度を選択適用して申告すること」が、一定の期間制限されることとなりました。

<ケース1>資本金1千万円以上の法人を設立した場合で

- ①新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に
- ②調整対象固定資産（棚卸資産以外の資産で、建物や機械、車両、備品などの有形・無形の固定資産で、消費税等に相当する金額を除いた金額が100万円以上のものをいいます。）の課税仕入れを行っていて、
- ③かつ、その仕入れた日の属する課税期間の消費税の確定申告を本則課税方式で行っている場合

<ケース2>従来より免税事業者である場合、または、

法人を設立したが資本金が1千万円未満である場合で

- ①課税事業者選択届出書を提出して、平成22年4月1日以後開始する課税期間から課税事業者となった。
- ②課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に
- ③調整対象固定資産の課税仕入れを行っていて、
- ④かつ、その仕入れた日の属する課税期間の消費税の確定申告を本則課税方式で行っている場合

これらのケースに該当した場合には、

調整対象固定資産の課税仕入れを行った日の属する課税期間の初日から原則として3年間は、「免税事業者となる」ことは出来ませんし、また、「簡易課税制度を適用して申告」することも出来ません。一般課税である本則課税方式により消費税の確定申告を行う必要があります。

今回の改正は、多額の設備投資等による消費税の還付を受けることだけを目的とし、その後の納税について意図的に回避するといった事例が以前から問題視されていたことによるものです。消費税の計算の仕組みが、本来あるべき姿により近づいたと言えると思います。

詳細につきましては遠慮無く各担当スタッフまでお問合せ下さい。

<西丸 保幸>

## 損害保険

# 地震保険

地震保険は、被害者の生活の安定に寄与することを目的とする制度であることから、地震保険の対象となるのは、「居住用の建物」および「生活用動産（家財）」に限られます。

### ① 居住用の建物

居住用の建物（居住の用に供する建物）とは、建物の全部または一部で現実に世帯が生活を営んでいる建物であり、専用住宅や併用住宅、マンションなどです。したがって、店舗や事務所のみに使用されている建物は、地震保険の対象となりません。

【注】次の建物も地震保険の対象となります。

- 建築中の建物（完成後に居住する者が確定した時点以降に限ります。）
- 常時居住の用に供しうる状態にある別荘、または空家
- 「門、へい、かき」または「物置、車庫その他の付属設備」

### ② 生活用動産（家財）

生活用動産とは、居住用の建物に収用される家財です。したがって、店舗や事務所に収用されている営業用什器・備品や商品などの動産は、地震保険の対象となりません。

【注】次のものは生活用動産に含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 自動車（総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。）
- 1個または1組の価格が30万円を超える貴金属、宝石、書画、骨董等
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

### ③ 地震保険の引受方法

地震保険は、単独で引き受けすることはできません。必ず保険の目的を同じくする火災保険（主契約）に付帯して引き受けることになっております。火災保険の契約時に地震保険を付帯しなかった場合であっても、火災保険の契約期間の途中から付帯することができます。

### ④ 限度額

建物、家財ごとに火災保険の保険金額（契約金額）の30%～50%に相当する額の範囲内で保険金額を定めます。

ただし、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。（地震保険に2契約以上加入している場合は、保険金額を合算して上記限度額を適用します。）

担当 星野

# 一倉定の経営心得シリーズ

その九

市場の全ての要求を満たそうとすると、全ての要求を満たせなくなる。

お客様が望むのは、全ての品が揃つていて、自分の買いたい品が豊富に揃つていることである。

企業の持つている資源（人・物・金・時間）は有限である。それにひきかえ、お客様の要求は無限である。だから、どんなマンモス企業であろうとも、お客様の要求を全て満たすことは、初めからできない相談である。

お客様の全ての要求を満たそうとすると、全ての要求が満たせなくなってしまうのである。

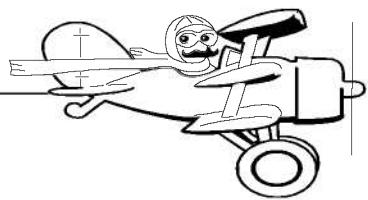
すると、有限の資源しか持っていない企業のあり方は自然にきまつてくる。

それは、お客様の要求の特定の部分に限定しそのなかでお客様の多様な要求を満たすことである。お客様の要求の特定の部分に事業を絞り、これにわが社の資源と努力を集中することである。これが集中の原理である。

# 経営者のための生命保険講座 第 136回

今回のテーマ

生命保険を活用した相続対策



生命保険を活用した相続対策というと、下記の非課税枠の活用が一般的ですが、今回は二次相続対策について確認したいと思います。一時相続を経ないで二次相続の詳細を立てることは難しいため、ここでは考え方を中心に見ていくうと思います。

**<生命保険の非課税枠>**  
500万円 × 法定相続人(相続放棄した人数も含める) = 保険金の非課税限度額

二次相続対策の必要性 ⇒ 一次相続の基本に配偶者の税額控除がありますが、二次相続の場合これが適用になりません。よって一次相続より多額な相続税が予想されます。

## シナリオ1

(一次相続発生前)  
下記の契約形態で終身保険に加入  
契約者=夫 被保険者=妻 保険金受取人=夫  
(保険金:一時所得)

(一次相続時)  
名義変更により契約形態を変更  
契約者=妻 被保険者=妻 保険金受取人=子  
(保険金:相続)

(二次相続時)  
妻の死亡により受け取った生命保険金を二次相続の納税資金に充当する。

## シナリオ2

(一次相続発生前)  
夫から子に対し保険料相当額(十贈与税相当額)のお金の贈与を毎年行い、下記の契約形態で終身保険に加入  
契約者=子 被保険者=妻 保険金受取人=子  
(保険金:一時所得)

(一次相続時)  
上記契約に関しては一時相続の対象外となる

(二次相続時)  
妻の死亡により受け取った生命保険金を二次相続の納税資金に充当する

今回は、生命保険を活用した相続対策について紹介いたしました。  
二次相続対策は一次相続を経ないで対策を立てるので、シミュレーションをするのが難しいのですが、最終的には発生する問題です。

一次相続が発生した後でもプランニングを立てられると思っていても被保険者対象者が健康状態の問題でプランニングが出来ない恐れもあります。そのためにも早めの準備が必要です。  
具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

<担当:西丸保幸>

## 社会保険

平成22年度年度更新の手続きは

6/1～7/12

までにお願いします。

※ 平成21年度から年度更新の申告・納付時期が変更になりました。

- 平成21年度から、年度更新の手続は6月1日から7月10日（平成22年度は7月10日が土曜日のため7月12日）までの間に行っていただくことに変更になりました。
- 労働保険料の算定方法は、4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じて得た額となります。

（算定対象期間）

平成21年度確定保険料・・・平成21年4月1日から平成22年3月31日まで  
平成22年度概算保険料・・・平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

- 労働保険料を延納（分割納付）する場合の納付期限については以下のとおりとなります。（平成22年度）

	3回分割			6/1～9/30までに成立した事業場	
	第1期(初期)	第2期	第3期	第1期(初期)	第2期
期間	4. 1～7. 31	8. 1～11. 30	12. 1～3. 31	成立した日～11. 30	12. 1～3. 31
納期限	7月12日	11月1日	翌年1月31日	成立した日から50日	翌年1月31日

※納期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が納期限となります。

※概算保険料総額が40万円以上（労災保険または雇用保険のみ加入は20万円以上）又は労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合に延納することができます。

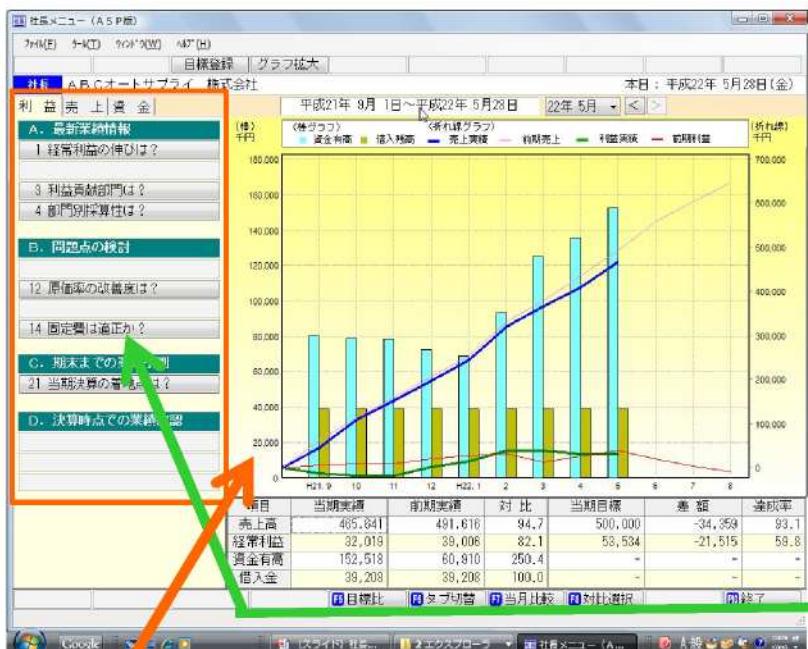
- 労働保険事務組合の皆様は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ原則として11月15日、翌年2月14日となります。  
また、労働保険事務組合に委託している事業場の皆様は、労働保険事務組合の指定する期限までとなります。
- 一般拠出金は、平成21年度賃金総額に1000分の0.05（昨年度と同率）を乗じた額を申告・納付してください。

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせ下さい。



## FX2.NET版のご紹介① ~ 忙しい社長様へオススメです~

# 社長メニューを利用して自社の最新情報を いつでも、どこでも見てみたいと思いませんか？



### ポイント 1

入力担当者の作業を中断することなく、社長が見たい情報をどこにいても、インターネットが接続されているPCであれば確認することができます。

### ポイント 2

今知りたい情報を「ボタンをクリック」するだけで確認出来ます。

### ポイント 3

社長が一番知りたい内容（売上高、経常利益、資金有高、借入金）をグラフと表で一目で確認することが可能です。

### ポイント 4

気になる数字は「FX2」と同様にドリルダウンによる原因究明と現状確認が可能です。

#### (ご注意)

- ・社長メニューをご利用される場合はFX2.NET版に移行していただく必要があります。
- ・セキュリティ上の理由によりWindows VistaとWindows 7での利用となります。
- ・社長メニューをご利用される場合、データアップロードサービスをご利用いただくことが前提となります。
- ・社長メニューでは、データアップロードされたデータとなります。処理中の最新データではありませんので、ご了承下さい。

興味をお持ちの方は、

当事務所までお問い合わせください。

# これからのお研修

原点の会

三条商工会議所

6月29日（火） 9:00～11:30

ツキと運を身につける成功法・パート3セミナー

講師：西田文郎氏 加茂市産業センター 7月10日（土） 9:00～12:00



## あとがき

とうとう念願かなって、「奈良の古寺と仏像」を見に行きました。さすがに中宮寺 国宝・菩薩半跏像が特別公開された初めての日曜日ということもあり、とても混雑していました。が、そんな人混みもなんのその。一体、一体結構じっくりと鑑賞することができ大満足!!!です。

わたしのイチオシは、展示されていた数ある十一面觀音菩薩の中でも、薬師寺の十一面觀音菩薩立像です。高さも一番でしたが、あの表情がすばらしい。私のちっぽけな悩みも、愚痴も、願いも全てを受けとめてくれそうな落ち着きのある崇高な微笑みとも無表情ともとれるお顔。像の前に立ち、向かい合い、目が合った瞬間、おもわず涙がでてしまいました。

なかなか本物の仏像を間近で拝見するチャンスがないので、今回は本当にいい経験をしました。感謝です。

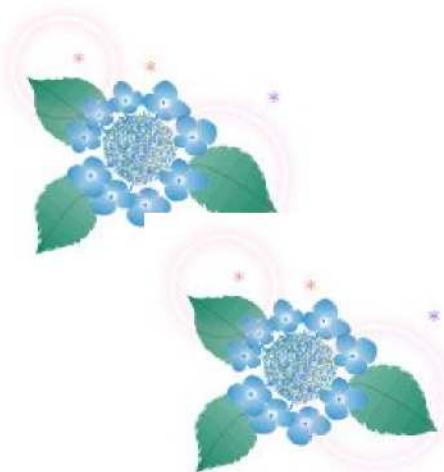
鶴巻博子

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			



日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3						
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp